会津美里町農業委員会農地移動適正化あっせん基準

（目的）

第１条　この基準は、会津美里町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第６条第２項の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）による農業振興地域内の農用地等の所有権の移転又は、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転について、あっせん事業を行うことにより、農業基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第1条の目的のために、農業を営む者の農業経営の規模の拡大、農用地等の集団化、その他農地保有の合理化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　農地移動適正化あっせん事業の対象となる農用地等は、次のとおりとする。

（１）農振法第３条に定める農用地等

（２）前項に掲げる農用地等とすることが適当な土地

（農用地等の権利取得者の要件）

第３条　農用地等の権利を取得させるべき者（以下「相手方候補者」という。）は、次の者のうちから選定し、農業委員会が、あっせん譲受等候補者名簿（以下「名簿」という。様式第１号）に登載する。

（１）農業を営む者（農地所有適格法人、農地法（昭和27年法律第229号）第３条第３項各号に掲げる要件をすべて満たす者、農業後継者及び新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）をいう。）を含む。以下同じ。）

（２）農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第４条の規定により指定を受けた者）以下「農地中間管理機構」という。）

（３）農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）により設立した年金基金をいう。）

（４）農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令445号）第２条第２項第３号に規定する法人

２　農業を営む者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

（１）その農業経営における農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその常時従業者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。以下同じ。）が下記に掲げる場合を除き、当該地域における基準面積（別表１）を超える者。

ア　農用地等を交換する場合であって、その一方の当事者の経営面積が基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が基準面積を超えているか又はその交換の結果超えることになり、かつその耕作農地の集団化に著しく寄与すると認められる場合。

イ　経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積を超えている農業を営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合。

ウ　新規就農希望者である場合において、基準面積によることが相当でないと認められる場合。

（２）当概農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて、適当な水準であるか又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

（３）その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用集積計画に従って利用することが確実であると認められること。

（あっせんの順位）

第４条　あっせんは、農業を営む者を第１位とし、次のとおり行うものとする。

1. 相手方候補者のうち、認定農業者（基盤法第12条第1項により認定を受けた者）及び、認定就農者（基盤法第14条の４第1項により認定を受けた者）へは最優先であっせんするものとする。
2. 次に、前号を除く相手方候補者へあっせんする。
3. 相手方候補者に対するあっせんが不成立の場合、又は相手方候補者にあっせんするよりも、農地中間管理機構等にあっせんする方が農地保有の合理化に寄与すると認められる場合には、農地中間管理機構等にあっせんする。

（４）相手方候補者に対するあっせんが不成立の場合であって、あっせんに係る農用地等が離農希望者の申出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあっせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあっせんする。

２　相手方候補者が２人以上いる場合には、次に掲げる事項を総合的に勘案して順位を定めるものとする。

（１）農用地等の権利を取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として、農業委員会が定める目標面積（別表２）との格差が小さい者に対して優先的にあっせんする。

（２）農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、農業振興地域整備計画、経営体育成支援計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんする。

（３）あっせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められる者に対して、優先的にあっせんする。

（４）農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあっせんする。

（５）地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあっせんする。

（農業振興施策に関するあっせん）

第５条　農業農村整備事業、強い農業担い手づくり総合支援事業、その他農業振興施策との関連で、あっせんを行う必要があると認められるときは、第３条及び第４条の基準に関わらず優先的にあっせんすることができるものとする。

（あっせんの開始）

第６条　農業委員会は、次の１～３号のいずれかに該当し、４号によりあっせん可能と判断した場合にあっせんを開始するものとする。

1. 名簿に登載されている者からあっせんの申出（様式第２号）があった場合。
2. 農用地等の所有者からあっせんの申出（様式第３号）があった場合。
3. 前各号のあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認めた場合。
4. あっせん対象の農地に物権、債権その他取引を制限すると認められる権利が設定されていないと確認できた場合。

２　農業委員会は、あっせんを開始する場合、相手方候補者の中から、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の「相手方」として適当と認められる者（あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）をあっせん会議受付簿（以下「受付簿」という。様式第４号）に登載する。

３　農用地等の所有者から様式第３号の提出があり、農業委員会が審査して受理したときに「申出者」として受付簿に登載する。

　（あっせん手順）

第７条　あっせんの手順は以下のとおりとする。

（１）農業委員会は、申出者が既に売渡し若しくは貸付けの相手方及び条件等を指定している等、農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場合、又は、あっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等、農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合にはあっせんを行わない。

（２）農業委員会は、第６条第１項１号のあっせんについては、あっせんに係る条件を勘案し、あっせん基準に基づいて申出者を選定し、受付簿に搭載する。

（３）農業委員会は、第６条第１項第２号のあっせんについては、名簿に登載されている者の中から相手方候補者を１人以上選出し、その者があっせん基準に適合することを確認のうえ、その者を当該農用地等の権利移動の相手方となるべき者（以下「相手方」という。）として選定し、受付簿に登載する。

（４）農業委員会は、第６条第１項第３号のあっせんについては、あっせん基準に基づいて相手方を選定するものとする。

（５）農業委員会は、第１号に規定する不適正な事実の有無を確認したうえで、第２号から４号に規定する方法により、申出者と相手方を選定した場合は、その経過を記載した選定調書（様式第５号）を作成する。

　（売買以外の取り扱い）

第８条　売買以外のあっせんについては、第６条以下のあっせん会議の方法によらず、簡易な方式により進めるものとする。

　２　簡易な方式とは、相手方及び申出人の申出をもって、あっせんを完了し書面の提出による処理をいう。

　（あっせん委員）

第９条　農業委員会は、第７条により申出者並びに相手方を選定した場合には、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員並びに地域の担い手農家（別表第１の基準を満たす者）の中からあっせん委員１人以上を指名し、農用地等の権利移動のためにあっせん会議を開催するものとする。

２　前項によりあっせん委員を指名した場合には、農業委員会は、申出者及び相手方に、あっせん会議を行う旨及びあっせん委員の氏名を通知するものとする。

　（あっせん調書）

第10条　あっせん委員は、あっせん会議により農用地等の売買、貸借又は交換が成立したときは、あっせん調書を作成し、あっせん委員及び農用地等の権利移動の当事者の署名押印のうえ、農業委員会に報告するものとする。

　（証明書の発行）

第11条　農業委員会は、あっせんの成立後、申出者または相手方から、あっせん証明書の交付申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書を照合し、当該契約があっせんに基づき成立したことを確認した場合は、あっせん証明書を発行するものとする。

　（取り消し）

第12条　前項の証明書を発行後に、農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実が判明したときは、あっせんを取消すものとし、関係機関にその旨通知するものとする。

　（打ち切り及び取下げ）

第13条　あっせん委員は、次に掲げる場合には当該あっせんを打ち切るものとする。

（１） あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めたとき。

（２）あっせんの過程の中で第７条第１号の、農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認めたとき。

（３）前２号に該当する場合には、あっせん委員はあっせんを打ち切り、顛末書を作成し、署名押印のうえ農業委員会に報告するものとする。

（４）申出者又は相手方から取下げの申告があった場合も同じとする。

（通知）

第14条　農業委員会は、前条第１号によりあっせんを打ち切った旨の報告を受け取ったときは、新たなあっせんの相手方を選定してあっせんを行うか、又はあっせんしないこととするかを決定し、あっせんをしない旨の決定をした場合には、その旨を申出者及び相手方に通知するものとする。

２　農業委員会は、前条第２号によりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせんしない旨の決定をし、その旨を申出者及び相手方に通知するものとする。

３　あっせんを打ち切った場合には、顛末書を作成し、保管するものとする。

　（台帳整備）

第15条　農業委員会は、この基準に基づく農用地等の売買、賃借又は交換についてのあっせんの結果を記載した農地移動適正化あっせん台帳を備え置くものとする。

附　則

この基準は、福島知事の認定のあった日(平成21年４月８日)から施行する。

附　則（一部改正）

この基準は、福島県知事の認定のあった日(平成24年４月９日)から施行する。

附　則（全部改正）

この基準は、福島県知事の認定のあった日（令和２年３月25日）に成立し、令和２年４月１日から施行する。

別表１　（第３条第２項関係：基準面積）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営形態 | 基準面積 | 備　　　考 |
| 全経営形態 | ２６０ａ |  |

別表２　（第４条第１項関係：目標面積）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 |
| 1 | 水稲 | 水稲（移植） | 1,300  | a | 水稲 |
| 水稲（作業受託） | 500  | a | 　 |
| そば | 500  | a | 　 |
| 　合　計 | 2,300 | a　 | 　 |
| 2 | 水稲 | 水稲（直播） | 1,500  | a | 水稲（直播） |
| 水稲（作業受託） | 500  | a | 水稲 |
| そば | 500  | a | 　 |
| 　合　計 | 2,500　 | a | 　 |
| 3 | 野菜 | きゅうり | 30  | a |  |
| 水稲（移植） | 300  | a | 水稲：慣行栽培 |
| 　合　計 | 　330 | a | 　 |
| 4 | 野菜 | トマト | 20  | a |  |
| 水稲（移植） | 300 | a | 水稲：慣行栽培 |
| 　合　計 | 　320 | a | 　 |
| 5 | 果樹+水稲 | りんご | 100  | a | りんご：わい化栽培 |
| 水稲（移植） | 400  | a | 水稲：慣行栽培 |
| 　合　計 | 　500 | a　 | 　 |
| 6 | 果樹+水稲 | かき | 140  | a | かき |
| うめ | 30 | a | うめ |
| 水稲（移植） | 700 | a | 水稲：慣行栽培 |
| 　合　計 | 　870 | a | 　 |
| 7 | 果樹+野菜 | りんご | 100 | a | りんご：わい化栽培 |
| アスパラガス | 30 | a |  |
| 水稲（移植） | 200 | a | 水稲：慣行栽培 |
| 　合　計 | 　330 | a | 　 |
| 8 | 水稲+花き | 水稲（直播） | 1,500  | a | 水稲（直播） |
| 水稲（直播・作業受託） | 500  | a | 　 |
| 菊 | 30  | a | 　 |
| 合　計 | 2,030　 | a | 　 |
| 9 | 水稲（組織経営体） | 水稲（移植） | 3,000  | a | 水稲 |
| そば（転作） | 1,500  | a | 　 |
| 大豆（転作） | 1,000  | a | 　 |
| 　合　計 | 　5,500 | a |  |